

農学一般関連分野審査委員会規則

平成15年5月 9日制定

平成24年5月22日改正

(目的)

第1条：「農学一般関連分野審査委員会」は、日本技術者教育認定機構（以下：JABEE と略称）における農学一般関連分野の技術者教育プログラムの審査を確実、公平かつ公正に実施することを目的とする。

(業務)

第2条：本委員会は農学一般関連分野で実施される技術者教育プログラムの審査等を円滑に実施するため、下記に定める業務を行う。

- (1) JABEE からの要請を受け、農学一般関連分野で実施される技術者教育プログラムの審査チームを編成する。このため、審査長および審査員を JABEE に推薦し、また必要があれば、審査のオブザーバーを選出し、JABEE に報告する。
- (2) JABEE の認定・審査調整委員会と連携して、農学一般関連分野で実施される技術者教育プログラムの審査スケジュールを調整・管理する。
- (3) 農学一般関連分野で実施される技術者教育プログラムの審査結果を審議、調整し、分野審査報告案を作成し、認定合格案と併せて、JABEE の認定・審査調整委員会へ提出する。
- (4) 農学一般関連分野の認定・審査の実行について所掌し、適切に JABEE に報告する。
- (5) 農学一般関連分野の分野別要件の検討や見直しを行い、改訂が必要とされる場合は、農学一般関連分野に関わる学協会と協議の上、JABEE の基準委員会に諮る。
- (6) その他、上記業務に関わる JABEE の要請事項、及び農学一般関連分野固有の検討必要事項を審議する。

(構成)

第3条：本委員会は、委員長1名、副委員長1名及び若干名の委員から構成される。

- 2 委員の過半数は審査員としての資格または同等の資格を有し、農学一般関連分野に関わる学協会（JABEE 正会員）から推薦されたものとする。また、委員には JABEE の認定・審査調整委員を含むものとする。
- 3 委員長は、公益財団法人農学会会長の推薦により、JABEE 会長が委嘱するものとする。また委員長は JABEE の認定・審査調整委員となることが望ましい。
- 4 副委員長および委員は委員長が推薦し公益財団法人農学会会長が委嘱する。

(運営)

第4条：委員長は本委員会を開催し、座長を務め、運営を主宰する。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に不都合がある際には委員長の任務を代行する。

- 2 技術者教育プログラムの審議を行う場合、委員長は当該技術者教育プログラムの審査長を本委員会に招請する。
- 3 委員長は本委員会の運営上必要とされる者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 4 本委員会の議事内容は、JABEE の守秘義務に準じて、適切に管理する。

(委員長の任期及び交代)

第5条：委員長の任期は2年とする。

- 2 委員長の交代が必要な場合には再度公益財団法人農学会会長より JABEE 会長に推薦する。

(補則：事務)

第6条：事務局は公益財団法人農学会におく。

- 2 事務局は、JABEE の守秘義務の定めにより、資料を適切に管理する。

(補則：規則の変更)

第7条：本規則の変更が必要な際は、農学一般関連分野に関わる学協会と協議の上、JABEE の認定・審査調整委員会の承認を受けるものとする。

(補則：規則の施行日)

第8条：本規則は平成24年4月1日から実施する。